

令和4年度における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行って参りました。令和4年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

I 最低制限価格について

- 建設関連コンサルタントにおける最低制限基本価格の算出方法について、下記のとおり変更し、公表します。

業種に応じて、表中の算出式を基準に最低制限基本価格を算出します。

業種区分	算出式
測量	$[直接測量費] \times 100\% + [測量調査費] \times 100\% + [諸経費] \times 48\%$
建築コンサルタント	$[直接人件費] \times 100\% + [特別経費] \times 100\% + [技術料等経費] \times 60\% + [諸経費] \times 60\%$
土木コンサルタント	$[直接人件費] \times 100\% + [直接経費] \times 100\% + [その他原価] \times 90\% + [一般管理費等] \times 48\%$
地質調査	$[直接調査費] \times 100\% + [間接調査費] \times 90\% + [解析等調査業務費] \times 80\% + [諸経費] \times 48\%$
補償コンサルタント	$[直接人件費] \times 100\% + [直接経費] \times 100\% + [その他原価] \times 90\% + [一般管理費等] \times 45\%$

※ これによることができない場合は、個別に設定します。

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が、下表の業種毎の下限を下回った場合は、予定価格に下限を乗じた額、上限を超えた場合は、予定価格に上限を乗じた額を最低制限基本価格とします。

業種区分	下限	上限
測量	10分の6	10分の8.2
建築コンサルタント	10分の6	10分の8
土木コンサルタント	10分の6	10分の8
地質調査	3分の2	10分の8.5
補償コンサルタント	10分の6	10分の8

※ 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を最低制限基本価格とします。

- 適用時期

令和4年4月1日以降に指名又は公告する案件より

II 調査最低制限基本価格について

- 解体工事における調査最低制限基本価格の算出方法を下記のとおり変更します。

現行
$[直接工事費] \times 85\% + [共通仮設費] \times 70\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
変更後
$([直接工事費] + [共通仮設費] + [現場管理費] + [一般管理費]) \times 75\%$

- 適用時期
令和4年4月1日以降に指名又は公告する案件より

III 標準発注条件について

- 制限付一般競争入札における標準的な発注条件の考え方を入札手続きの透明性の観点から下記のとおり示します。

業種に応じて、表中の標準条件を基準に発注を行います。

業種	発注金額	標準条件
土木工事	5,000万円以上 ~ 1億5,000万円未満	Sランク (全市) Aランク (4ブロック)
	3,000万円以上 ~ 5,000万円未満	Aランク (2ブロック) Bランク (1校区)
	1,000万円以上 ~ 3,000万円未満	Bランク (1ブロック) Cランク (1校区)
建築工事	5,000万円以上 ~ 1億5,000万円未満	Sランク (全市) Aランク (全市)
	3,000万円以上 ~ 5,000万円未満	Aランク (全市) Bランク (2ブロック)
	1,000万円以上 ~ 3,000万円未満	Bランク (4ブロック) Cランク (2ブロック)
ほ装工事	5,000万円以上 ~ 1億5,000万円未満	A+ランク (全市) A-ランク (1校区)
	3,000万円以上 ~ 5,000万円未満	A+ランク (4ブロック) A-ランク (2ブロック)
	1,000万円以上 ~ 3,000万円未満	Aランク (2ブロック) Bランク (1ブロック)
電気工事 管工事	5,000万円以上 ~ 1億5,000万円未満	Aランク (全市)
	3,000万円以上 ~ 5,000万円未満	Aランク (全市)
	1,000万円以上 ~ 3,000万円未満	Aランク (4ブロック) Bランク (2ブロック)

※ 全市・・・市内全域（全8ブロック）

※ 各ブロックについては、下記に示す小学校校区

Aブロック・・・置塩、古知、前之庄、筋野、上菅、菅生、林田、伊勢、安富南及び安富北

Bブロック・・・高岡、安室、安室東、高岡西、曾左、白鳥、太市、峰相及び青山

Cブロック・・・大津、大津茂、南大津、網干、旭陽、勝原、余部及び網干西

Dブロック・・・荒川、津田、英賀保、広畑、広畑第二及び八幡

Eブロック・・・城陽、手柄、飾磨、高浜、家島及び坊勢

Fブロック・・・四郷、妻鹿、白浜、八木、糸引、的形及び大塩

Gブロック・・・野里、城東、東、花田、船場、城西、城北、城乾、御国野、別所、谷外、
谷内及び白鷺

Hブロック・・・広峰、水上、砥堀、増位、豊富、山田、船津、香呂、香呂南及び中寺

※ 施工場所が複数の校区（ブロック）に跨る場合は、上記標準条件を基本とし別途発注条件を設定します。

※ A+ランク：Aランクのうち800点以上、A-ランク：Aランクのうち800点未満

※ 上記以外の業種については、内容及び規模等により案件毎に発注条件を設定します。

※ 大型案件や特殊案件等については、工事内容及び規模等により案件毎に発注条件を設定します。

IV 上下水道局の案件について

○ 下水道局が水道局と統合し、上下水道局への移行に伴い、下記のとおり変更となります。

<発注者について>

現行	
<水道局> 水道事業管理者	<下水道局> 姫路市長
変更後	
<上下水道局> 上下水道事業管理者 ※従前の市長部局と下水道部局の合併入札については、姫路市長及び上下水道事業管理者との2本契約になります。	

<契約手続きについて>

現行	
<水道局> 水道局総務課	<下水道局> 財政局財務部契約課
変更後	
<上下水道局> 財政局財務部契約課 ※水道局総務課での契約手続きについては、財政局財務部契約課で行います。	

○ 適用時期

令和4年4月1日以降に指名又は公告する案件より